

「山木屋原告団ADR申立てにあたっての声明」

2015年11月4日
福島原発避難者訴訟山木屋原告団
福島原発被害弁護団

(原子力損害賠償紛争解決センターへの集団申立)

3. 11の福島原発事故により、ふるさとを奪われて過酷な避難生活を強いられている避難者である福島地方裁判所いわき支部・避難者訴訟山木屋原告団のうち16名(12世帯)が、本日、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、加害者である東京電力株式会社を被申立人として、「和解仲介手続」のADR申立て(請求額合計25億9,398万5,199円)をしました。

今回の申立ては、山木屋原告団(原告300名・79世帯)によるADRへの集団申立の第1次申立てです。同原告団の原告の希望者全員について引き続き同様の申立を順次行い、来年3月までに集団申立てを完了する予定です。

(原告らの現状と裁判所の対応)

3. 11以来、原告らは、川俣町山木屋という住み慣れたふるさとを奪われ、生活を根底から破壊されて、生活再建の見通しの立たない中で不安と苦悩の日々を送っています。

これに対し、加害者である東京電力は、自らの加害責任をあいまいにしたまま、不当に低廉な損害基準を被害者に一方的に押し付けて、その基準以上の賠償には応じない姿勢を固執してきました。

そのため、原告らは、加害責任を明確にさせ、人間の尊厳を回復し生活再建を可能にするに足りる十分な損害賠償を実現させるために、司法救済を求めて、2013年12月以降3回にわたり避難者損害賠償請求訴訟を福島地方裁判所いわき支部に提起しました。この訴訟は同種の先発訴訟と併合して審理されています。

同支部では、山木屋原告団の原告を含め避難者訴訟の原告数は現在合計737名(232世帯)に及び、さらなる増加も見込まれています。

ところが、支部裁判官は4人しかおらず、裁判所は人的・物的容量の限界を理由として、裁判期日を2カ月に1回しか開きません。そのため、先発訴訟の原告(76世帯)の尋問が本年6月から始まったものの容易には進展せず、76人の原告尋問がいつまでに終了するかの見通しも立っていません。このままでは、後発訴訟である山木屋原告団の訴訟での原告個別審理がいつ行われるのか分からないという状況にあります。原告らの裁判を受ける権利は侵害されているといわざるをえません。

(ADR手続きと訴訟手続きの迅速な審理を求める)

3. 11以来4年8か月が経過しても、いまだに先行きの見えない避難生活を強いられている原告らは、高齢化が進む中で、被害がますます深刻化しています。司法救済を待っている、原告らの生活再建の途が遠のいてしまうのではないかという不安感が広がっています。

そのため、山木屋原告団は、ADR手続きは被害者完全救済という点で限界があることを踏まえつつ、できる限り迅速に財物損害の賠償を東京電力に行わせるために、裁判をたたかいながら、ADRの集団申立てをすることを選択しました。

原告団は、今後、ADRの手続きを迅速に進めるとともに、訴訟の手続きにおいて迅速かつ充実した審理・判断がなされるよう裁判所に強く求めるものです。そして、「あやまれ、つぐなえ、なくせ原発被害」の要求のもとに、司法による加害者責任の明確化と人権回復の実現をめざして、全力を挙げて闘い抜きます。

国民の皆様のご支援を切にお願いします。